

役員等の旅費及び費用弁償に
関する規程

社会福祉法人長光福社会

社会福祉法人長光福祉会本部旅費及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人長光福祉会の理事及び監事及び評議員に対して支給する旅費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(種類)

第2条 旅費及び費用弁償の種類は車賃、日当を含めたものを一律に旅費及び費用弁償とする。

(金額)

第3条 旅費及び費用弁償の金額は次のとおりとする。

1日につき

1	理事会	3,000円
2	監事監査	5,000円
3	評議員会	3,000円

(旅費及び費用弁償の支給)

第4条 理事会及び監事監査及び評議員会に出席した日数を年度末で精算し支給する。

(準用)

第5条 この規定に定めていない事項については、施設に定める旅費規程を準用することとし、車賃等については施設長の額と同等の取扱とする。

(附則)

この規程は平成29年4月1日から適用する。